

○宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成4年4月1日

告示第8号

改正 平成5年3月28日告示第18号

平成10年4月28日告示第25号

平成12年11月28日告示第56号

平成15年3月14日告示第20号

平成17年3月31日告示第23号

平成18年2月22日告示第12号

平成19年2月1日告示第7号

平成23年3月30日告示第48号

平成24年3月13日告示第25号

平成26年3月28日告示第40号

平成28年3月31日告示第74号

平成29年3月31日告示第50号

平成30年3月16日告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、宮代町合併処理浄化槽設置指導要綱(以下「指導要綱」という。)の推進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の交付等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則(昭和58年宮代町規則第7号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす高度処理型浄化槽をいう。

ア 窒素又は磷除去型においては、放流水の総窒素濃度が20mg/L以下又は総磷濃度1mg/L以下の機能を有するもの

イ 窒素及び磷除去型においては、放流水の総窒素濃度が20mg/L以下及び総磷濃度1mg/L以下の機能を有するもの

ウ BOD除去型においては、BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/L(日間平均値)以下の能力を有するもの

(3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第10

- 6号) 附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取りをする方式の便槽も含む。)をいう。
  - (5) 専用住宅 主に居住の用に供する建築物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物をいう。
  - (6) 配管費 生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事費(放流ポンプ槽の設置費を含む。)をいう。
  - (7) 処分費 浄化槽を設置するに当たり、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を処分する費用(清掃、消毒及び汚泥処理、撤去(掘り起こし))及び処理する費用(収集運搬、中間処理及び最終処分)をいう。
  - (8) 転換 専用住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を10人槽以下の浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合は含めない。前段ただし書の場合において、専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を浄化槽に入れ替えるとき(別棟の建築を除く。)は、この限りでない。

(対象地域)

第3条 補助の対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想(以下、「構想」という。)で設定されている町内の浄化槽整備区域
- (2) 構想策定後に、町が改定した生活排水処理基本計画等において新たに設定した浄化槽整備区域であって県に通知した区域

(補助金の交付)

第4条 町は、前条に規定する地域において、転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、やむを得ない場合を除き、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の処分を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認(以下「建築確認」という。)又は法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に、合併処理浄化槽を設置することができない者
- (3) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 販売及び賃貸を目的として合併処理浄化槽付専用住宅を建築(増改築を含む。)する者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に関し要する費用、配管費及び処分費とし、別表に定める額を限度とする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書又は浄化槽設置届出書(審査期間を経過したもの)の写し

(2) 設置場所の案内図及び配置図

(3) 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書(配管工事及び既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去処分に要する費用の見積額を明記したもの)

(4) 登録浄化槽管理票のC票

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会において登録されたことを証した登録証の写し

(6) 浄化槽設備士免状の写し(昭和62年度以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写しを添付すること)

(7) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)

(8) 専用住宅を借りているものは、賃貸人の承諾書

(9) 現在のし尿処理方式を明らかにした書類

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後当該年度中において速やかに実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 法第7条及び第11条に基づく検査の手数料払込書兼受領書の写し
- (3) 出来高明細書及び請求書又は領収書の写し
- (4) 浄化槽の施工状況写真及び施工チェックリストの写し
- (5) 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去作業が確認できる写真及び撤去処分にかかった費用が分かる書類
- (6) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (7) 配管工事が確認できる写真及び配管工事にかかった費用が分かる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件等に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金を取消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還をさせることができる。

(その他)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するために、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

附 則

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年告示第18号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第25号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年告示第56号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年告示第20号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第23号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第12号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第7号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第48号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第25号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第40号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第74号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第50号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第28号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		補助限度額
合併処理浄化槽の設置	5人槽	352,000円
	6～7人槽	434,000円
	8～10人槽	568,000円
既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換するときの、配管費及び既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を処分する費用	5人槽	285,000円
	6～7人槽	257,000円
	8～10人槽	213,000円

様式第1号(第6条関係)

宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

宮代町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記により 年度において合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、  
宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により、関係書類を添えて申請します。

記

交 付 申 請 額	金 円		
設 置 場 所	宮代町		
申 請 区 分	1 単独処理浄化槽からの転換	2 汲み取り便槽からの転換	
	3 その他( )		
建築確認の有無	有 ・ 無		
浄化槽の型式	名称：	認定番号：	
浄化槽の人槽	人槽(実使用人員 人)		
住宅の所有者	1 本人 2 共有( 人) 3 その他( )		
建築物の種類	1 一般住宅(延床面積		m <sup>2</sup> )
	2 併用住宅(住居部分の面積		m <sup>2</sup> )
	(その他の面積		m <sup>2</sup> )
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
施工業者名	TEL		

※添付書類

- 1 建築確認通知書又は浄化槽設置届出書(審査期間を経過したもの)の写し
- 2 設置場所の案内図及び配置図
- 3 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書(配管工事及び既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去処分に要する費用の見積額を明記したもの)
- 4 登録浄化槽管理票のC票
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会において登録されたことを証した登録証の写し
- 6 工事の監督を行う者の浄化槽設備士免状の写し(昭和62年以前に浄化槽設備士又は浄化槽管理士の免状の交付を受けた者は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写しも添付すること)
- 7 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)
- 8 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 9 現在のし尿処理方式を明らかにした書類
- 10 その他町長が必要と認める書類(排水放流承認書の写し、誓約書等)

補助金交付決定通知書

宮発第 号  
年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付けで補助金交付申請のあつた宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件
  - (1) 次に掲げる事項については、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
    - ア 申請した内容及び事業費の変更
    - イ 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (3) この補助金は、宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の適用があるものである。
  - (4) 補助事業の遂行の状況に関し町長の請求があつたときは、直ちに町長に報告しなければならない。
  - (5) 補助事業完了後当該年度中において速やかに実績報告書(様式第6号)に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

様式第3号(第7条関係)

補助金不交付決定通知書

官 発 第 号  
年 月 日

様

官代町長 印

年 月 日付けで補助金交付申請のあつた宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり不交付とします。

記

理 由



様式第4号(第8条関係)

宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日

宮代町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更(変更箇所のみ記入)

交 付 申 請 額	金 円		
設 置 場 所	宮代町		
申 請 区 分	1 単独処理浄化槽からの転換	2 汲み取り便槽からの転換	
	3 その他( )		
建築確認の有無	有 ・ 無		
浄化槽の型式	名称：	認定番号：	
浄化槽の人槽	人槽(実使用人員 人)		
住宅の所有者	1 本人 2 共有( 人) 3 その他( )		
建築物の種類	1 一般住宅(延床面積		m <sup>2</sup> )
	2 併用住宅(住居部分の面積		m <sup>2</sup> )
	(その他の面積		m <sup>2</sup> )
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定	年 月 日
施工業者名	TEL		

2 補助事業の中止

3 補助事業の廃止

理由

様式第5号(第8条関係)

補助金変更承認決定通知書

官 発 第 号  
年 月 日

様

官代町長 印

年 月 日付けで補助金変更承認申請のあつた宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり承認します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更後の交付金額  
金 円

4 交付条件

年 月 日付け官発第 号補助金交付決定通知書のとおり

様式第6号(第9条関係)

宮代町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

宮代町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた宮代町合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 宮代町合併処理浄化槽設置整備事業

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 法第7条及び第11条に基づく検査の手数料払込書兼受領書の写し
- (3) 出来高明細書及び請求書又は領収書の写し
- (4) 浄化槽の施工状況写真及び施工チェックリストの写し
- (5) 既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去作業が確認できる写真及び撤去処分にかかった費用が分かる書類
- (6) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (7) 配管工事が確認できる写真及び配管工事にかかった費用が分かる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

補助金の額の確定通知書

官 発 第 号  
年 月 日

様

官代町長 印

年 月 日付けで提出された 年度宮代町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書に基づき下記のとおり確定したので、宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円

様式第8号(第11条関係)

宮代町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

宮代町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け宮発第 号で額の確定通知を受けた宮代町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金について、交付されたく下記のとおり請求します。

記

1 請求額金 円

2 振込先口座番号及び名義

- (1) 金融機関名・支店名
- (2) 口座の種類・番号
- (3) 口座名義(ふりがな)

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)